

既に当該駐車場以外の駐車場の指定管理者として指定されているもの（以下「既指定管理者」という。）から提出された事業計画書その他市長が必要があると認める書類の内容を審査し、かつ、実績等を考慮して、既指定管理者が駐車場の設置の目的を効果的かつ安定的に達成することができるかと認めるときは、既指定管理者を当該駐車場の指定管理者として指定することができる。

（指定管理者の指定等の告示）

第15条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第16条 指定管理者は、駐車場の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、駐車場の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

（守秘義務）

第17条 指定管理者の役員及び職員は、駐車場の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

名 称	位 置	駐車できる自転車等の区分
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場	金沢市北安江町～61番地6	自転車 原動機付自転車
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場	金沢市北安江町ト130番地2	自転車
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場	金沢市昭和町631番地2	自転車 原動機付自転車
金沢市営金沢駅バイク駐車場	金沢市日吉町18番地2	原動機付自転車
金沢市営金沢駅東自転車駐車場	金沢市昭和町16番2号	自転車
金沢市営本町2丁目自転車駐車場	金沢市本町2丁目608番地2	自転車
金沢市営西金沢駅前自転車駐車場	金沢市西金沢1丁目14番地	自転車 原動機付自転車
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場	金沢市三池町208番地3	自転車 原動機付自転車
金沢市営東金沢駅西自転車駐車場	金沢市三池町263番地5	自転車 原動機付自転車
金沢市営森本駅東第1自転車駐車場	金沢市弥勒町口61番地2	自転車 原動機付自転車

金沢市営森本駅西自転車駐車場	金沢市弥勒町ワ30番地	自転車 原動機付自転車
金沢市営野町駅前自転車駐車場	金沢市野町5丁目59番地1	自転車
金沢市営馬替駅前自転車駐車場	金沢市馬替2丁目91番地先	自転車 原動機付自転車
金沢市営額住宅駅前自転車駐車場	金沢市額新町1丁目20番地 先	自転車
金沢市営乙丸駅前自転車駐車場	金沢市額乙丸町ハ210番地	自転車
金沢市営割出駅前自転車駐車場	金沢市諸江町ワ74番地3	自転車
金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場	金沢市蚊爪町イ147番地2	自転車
金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場	金沢市みどり1丁目218番地	自転車 原動機付自転車
金沢市営光が丘2丁目自転車駐車場	金沢市光が丘2丁目59番地	自転車
金沢市営四十万バス停前自転車駐車場	金沢市四十万町北カ126番地	自転車
金沢市営金石バス停前自転車駐車場	金沢市金石西3丁目1番地 1	自転車 原動機付自転車
金沢市営木越団地自転車駐車場	金沢市木越2丁目1番地	自転車 原動機付自転車
金沢市営矢木1丁目自転車駐車場	金沢市矢木1丁目102番地	自転車
金沢市営香林坊地下自転車駐車場	金沢市香林坊1丁目24番地	自転車 原動機付自転車
金沢市営香林坊自転車駐車場	金沢市片町2丁目269番地 2	自転車 原動機付自転車
金沢市営柿木畠自転車駐車場	金沢市片町1丁目31番地1	自転車 原動機付自転車
金沢市営片町広場自転車駐車場	金沢市片町2丁目573番地	自転車 原動機付自転車

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係）

名 称	入場及び出場の時間
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場	午前6時から午後10時まで
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場	午前6時から午後10時まで
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場	午前6時から午後10時まで
金沢市営金沢駅バイク駐車場	午前6時から午後10時まで
金沢市営金沢駅東自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営本町2丁目自転車駐車場	午前零時から午後12時まで

金沢市営西金沢駅前自転車駐車場	午前6時から午後10時まで
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場	午前6時から午後10時まで
金沢市営東金沢駅西自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営森本駅東第1自転車駐車場	午前6時から午後10時まで
金沢市営森本駅西自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営野町駅前自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営馬替駅前自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営額住宅駅前自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営乙丸駅前自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営割出駅前自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営光が丘2丁目自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営四十万バス停前自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営金石バス停前自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営木越団地自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営矢木1丁目自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営香林坊地下自転車駐車場	午前6時から午後10時30分まで
金沢市営香林坊自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営柿木畠自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営片町広場自転車駐車場	午前零時から午後12時まで

第2条 金沢市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第1中 「金沢市営金沢駅バイク駐車場」 を 「金沢市営金沢駅原付バイク

ク駐車場」に改める。

別表第2中 「金沢市営金沢駅第1自転車駐車場 午前6時から午後10時まで」

を 「金沢市営金沢駅第1自転車駐車場 午前5時30分から午後12時まで」 に、

「金沢市営金沢駅バイク駐車場」 を 「金沢市営金沢駅原付バイク駐車場」 に、

「

金沢市営西金沢駅前自転車駐車場	午前6時から午後10時まで
-----------------	---------------

」を「

金沢

」

市営西金沢駅前自転車駐車場	午前5時30分から午後12時まで
---------------	------------------

に改める。」

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表の改正規定（金沢市営金沢駅第1自転車駐車場、金沢市営金沢駅第2自転車駐車場、金沢市営金沢駅第3自転車駐車場、金沢市営金沢駅バイク駐車場、金沢市営西金沢駅前自転車駐車場、金沢市営東金沢駅東自転車駐車場、金沢市営森本駅西自転車駐車場、金沢市営乙丸駅前自転車駐車場及び金沢市営柿木畠自転車駐車場（以下「金沢市営金沢駅第1自転車駐車場等」という。）に関する部分を除く。）及び別表第1の次に1表を加える改正規定（金沢市営金沢駅第1自転車駐車場等に関する部分を除く。） 規則で定める日

(2) 第2条の規定 平成17年4月1日

2 この条例の施行の際現に改正前の金沢市自転車等駐車場条例第12条の規定に基づき管理を委託している自転車等駐車場については、当該施設の管理に関しては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に同法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年9月21日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第57号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

35	三口第二地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画三口第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	----------------	--

36	ウッドパーク玉 鉾地区地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市 計画ウッドパーク玉鉾地区地区計画の区域のうち、地区整 備計画が定められている区域
----	----------------------------	--

別表第2に次の2号を加える。

35 三口第二地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
沿道サー ビス地区	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、 ホテル、旅館、自動車教習所又はカラオケボックス（コ ンテナに類する形状のものに限る。） (3) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類す るもの (4) 風営法第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営 業の用に供する建築物
	敷地面積の 最低限度	150平方メートル
	壁面の位置 の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園若しくは水 路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線ま での距離の最低限度は、0.8メートルとする。
	高さの最高 限度	15メートル
	垣又はさく の構造の制 限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいず れかに該当するものとする。 (1) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが 1.2メートル以下のもの (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが 1.2メートル以下のものと透過性のフェンス又は植栽と を組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせた ものについては、高さが1.8メートル以下のものに限 る。）
一般住宅 地区	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、 ホテル、旅館又は自動車教習所
	敷地面積の 最低限度	150平方メートル
	壁面の位置 の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの 距離の最低限度は、0.8メートルとする。
	高さの最高 限度	15メートル

垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが1.2メートル以下のもの</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが1.2メートル以下のものと透過性のフェンス又は植栽とを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）</p>
-------------	---

36 ウッドパーク玉鉾地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	<p>次に掲げるもの以外のもの</p> <p>(1) 専用住宅</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する診療所</p> <p>(3) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 理髪店又は美容院を営む店舗</p> <p>ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) 公益上必要があると市長が認めるもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、歩行者専用道路、河川若しくは調整池（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部</p>

	<p>分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分を用いる。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退（隣地の境界線に係る壁面等の後退にあつては、当該隣地の所有者の同意がある場合に限る。）において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p>
高さの最高限度	10メートル（集会所その他公益上必要があると市長が認めるものを除く。）
形態又は意匠の制限	屋根は、建築面積の3分の2以上をこう配が10分の2以上のこう配屋根とする（附属建築物の屋根を除く。）。
垣又はさくの構造の制限	<p>道路又は隣地等に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線及び隣地等の境界線との間の敷地の区域を用いる。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽、竹垣又はフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p>

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

平成16年(2004年)9月21日	印刷	発行人	金 沢 市
平成16年(2004年)9月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔 栄
		印刷所	(株) 共 栄
定価	100円		